

機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則

〔昭和58年1月14日
公安委員会規則第1号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、警備業法(昭和47年法律第117号)第43条の規定に基づき、機械警備業者の即応体制の基準等を定めるものとする。

(即応体制の整備の基準)

第2条 機械警備業者は、基地局において盗難等の事件の発生に関する情報を受信した場合に、その受信の時から25分以内に、当該現場に警備員を到着させることができるように警備員、待機所及び車両その他の装備を配置しておかなければならない。ただし、警備業務対象施設が、へき地等に所在し、かつ、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に、近隣に居住する管理者に連絡して事実の確認をするなど必要な措置を講ずることができる」と兵庫県公安委員会が認めたものは、この限りでない。

(努力義務)

第3条 機械警備業者は、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合における警備員を当該現場に到着させるのに要する時間を短縮し、及び当該現場における警備員による事実の確認その他の措置がより効果的に講じられるようにするため、配置する警備員、待機所及び車両その他の装備を充実するように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和58年1月15日から施行する。

(経過措置)

2 この規則第2条に定める即応体制の整備の基準は、この規則の施行の日から1年間は、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合は速やかに警備員を当該現場に向かわせるなど必要な措置を講ずることとする。

附 則 〔平成17年12月16日
公安委員会規則第16号〕

この規則は、公布の日から施行する。